

2023年5月8日

ご加入者各位

三井住友海上火災保険株式会社
代理店：株式会社クレオヒューマン

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類変更を踏まえた

特定感染症危険補償特約の取扱いについて

拝啓 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。特に罹患された皆さまには一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、当社では、従来、学生・こども総合保険の特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約（特定の感染症に感染された場合に後遺障害・入院・通院または葬祭費用を補償する特約）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」といいます。）上の、「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」および「指定感染症」に加え、感染症法第6条第7項第3号に規定する「新型コロナウイルス感染症」を補償対象としておりましたが、2023年5月8日、政府により、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に分類変更されましたことから、本特約において、新型コロナウイルス感染症は、補償対象外となることとなりましたので以下の通りご案内申し上げます。

末筆ながら、皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。

敬具

記

1. 対象商品

対象商品	対象となる特約
学生・こども総合保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

2. 実施時期・内容

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に「五類感染症」への分類変更されたことで、感染症法第6条第7項第3号に規定するものに該当せず、約款*上の(注1)の条件を満たさなくなるため、補償対象外となります。

なお、2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、補償対象となります。

※約款上の「特定感染症」の定義

用語	説明
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。

	①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④新型コロナウイルス感染症（注1） ⑤指定感染症（注2） （注1） <u>新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）であるものに限り、</u> （注2）指定感染症は、（後略）
--	--

3. 疾病補償の取扱いについて

疾病補償特約等においては、2023年5月8日以降も新型コロナウイルス感染症は引き続き「疾病」として補償対象となります。ただし、下表の通り、「みなし入院」（宿泊・自宅療養した場合にも入院保険金等のお支払対象とする取扱い）の取扱いについては、2023年5月7日をもって終了します。

ケース		2022年9月25日以前に診断された場合	2022年9月26日から2023年5月7日までに診断された場合	2023年5月8日以降に診断された場合
入院された場合（約款におけるお取扱い）		○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 （特別なお取扱い）	重症化リスクの高い方*	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外

不明点等がございましたら、下記のお問い合わせ窓口までご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<取扱代理店> 株式会社クレオヒューマン TEL: 075-463-9178 E-mail: creohuman@creotech.co.jp	<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 京都支店 金融法人営業課 TEL:075-343-6141
--	--

以上